

令和3年度8月補正予算2（知事専決処分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 **929,878 (①)**
- ・ **今回補正予算額 6,558 (②)**

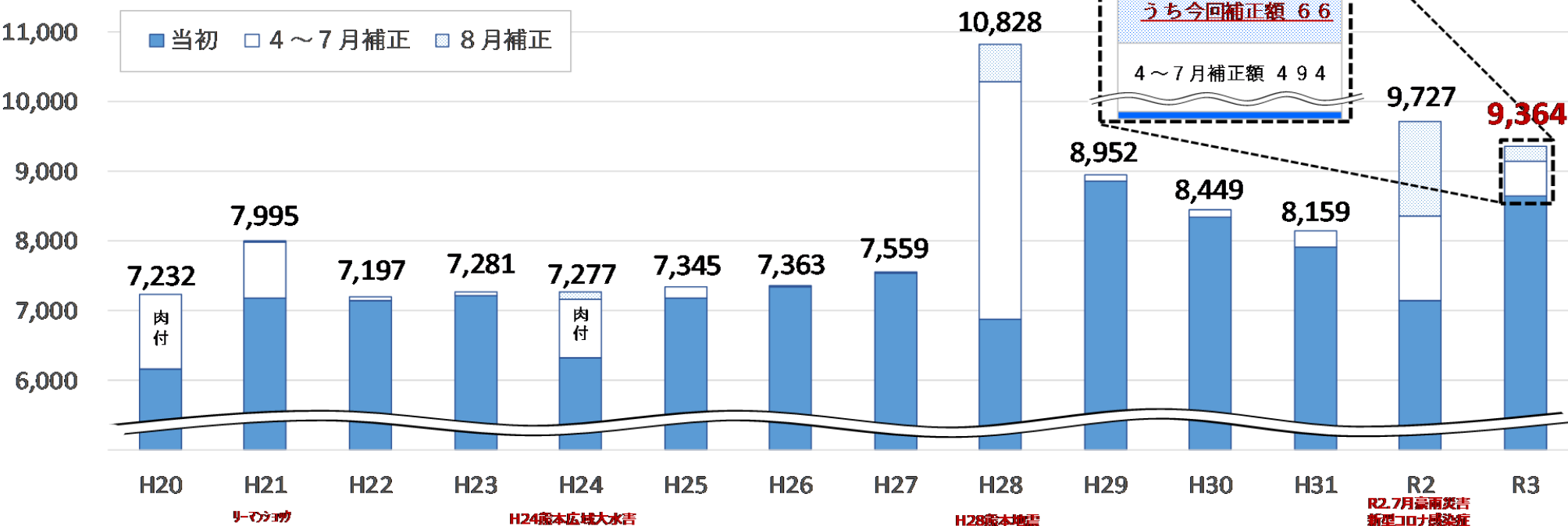
8月補正2後予算額(①+②) **936,436**

(②の財源内訳) 国庫支出金 6,118(※) 諸収入 440(調整中)
 ※国庫支出金の内訳 地方創生臨時交付金 6,118

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

[億円]

8月補正後予算額の推移



R2.7月豪雨災害
 新型コロナウイルス感染症

参考：新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算化の状況

新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 3,260億円

令和元年度

(単位：百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度

(単位：百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
4月補正	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度

(単位：百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
計	149,621	2,008

R元～3年度累計

(単位：百万円)

累計	326,038	4,295
----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

【令和3年度8月補正予算2】 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応

予算額 65億58百万円

- まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、県民生活・県経済への影響の最小化に向けた飲食店や大規模集客施設等の事業者への支援に係る補正予算を編成

I 県民生活・県経済への影響の最小化

① 営業時間短縮要請に伴う事業者への支援（協力金）

60億20百万円（－）

まん延防止等重点措置の適用を踏まえた、飲食店や大規模集客施設等への営業時間短縮要請に係る協力金の支給

② 「まん延防止等重点措置」の適用等により甚大な影響を受けた

中小事業者等への支援（一時金） 5億38百万円（－）

国の「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上に甚大な影響を受けた中小事業者等に対する一時金の支給

I-①-1 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額55億80百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市全域、並びに熊本市を除く県内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮を8月8日(日)から8月31日(火)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり3万円～20万円（熊本市を除く県内全域は、一日あたり2.5万円～20万円）の協力金を支給

<① 熊本市(まん延防止等重点措置区域)>

- 1 内容：営業時間を午後8時までに短縮すること
(終日の酒類提供・持ち込みは行わない。また、飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛)
- 2 対象者：午後8時以降も営業している飲食店等
- 3 区域：熊本市全域(約4,500店)
- 4 期間：8月8日(日)～8月31日(火) (24日間)

<② 熊本市を除く県内全域>

- 1 内容：営業時間を午後8時までに短縮すること
(酒類ラストオーダー・持ち込みは午後7時まで)
※熊本県感染防止対策認証店(認証申請中の店舗を含む)は午後9時まで
(酒類ラストオーダー・持ち込みは午後8時30分まで)
- 2 対象者：午後8時以降も営業している飲食店等
※熊本県感染防止対策認証店(認証申請中の店舗を含む)は午後9時以降
- 3 区域：熊本市を除く県内全域(約4,000店)
- 4 期間：8月8日(日)～8月31日(火) (24日間)

<申請期間(予定)>

9月1日(水)～9月30日(木)
※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<問い合わせ先>

コールセンター：096-333-2828
受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

<見回り> 飲食店等に対して実地調査を実施

<協力金算定方法>

・中小企業等(売上高方式)

※1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

①熊本市(まん延防止等重点措置区域)

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

②熊本市を除く県内全域

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

・大企業(売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額 ①熊本市：20万円

②熊本市を除く県内全域：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高

×3割のいずれか低い額

※1日あたりの売上高減少額
(前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

<申請方法> 電子申請(郵送も可)

【前払い制度】8月11日(水)午前9時～受付開始 ※電子申請のみ

これまで時短等要請協力金の支給実績があり、今回の時短等要請に全面的に協力する飲食店等に対し、協力金の一部を前払いする制度を創設。申請受付後1週間～10日程度で支給。売上高減少方式は対象外。

①熊本市 定額 30万円 ②熊本市を除く県内全域 定額 25万円

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市町村と連携して事業を実施(協力金負担割合：国8/10、県1/10 コロナ臨時交付金、市町村1/10)
※調整中

I-①-2 大規模集客施設に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額4億40百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業

[商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市全域の大規模集客施設等に対して、営業時間短縮を8月8日(日)から8月31日(火)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じ、協力を支給

<熊本市(まん延防止等重点措置区域)>

- 1 内容：
営業時間を午後8時(注1)までに短縮すること
(注1)イベント開催時及び映画館については、午後9時
- 2 対象者：
午後8時(注1)以降も営業している大規模集客施設等
- 3 区域：熊本市全域(約150施設)
- 4 期間：8月8日(日)～8月31日(火) (24日間)

<申請期間(予定)>

9月1日(水)～9月30日(木)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<問い合わせ先>

コールセンター：096-213-7090

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

<対象施設>

- ① 建物の床面積が1,000㎡を超える
映画館・集会場、ホテル又は旅館(集客の用に供する部分に限る)、体育館等運動施設、遊興施設・遊技場(スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等)、大規模小売店・ショッピングセンター等、サービス業を営む店舗等の大規模集客施設

- ② ①の一部を賃借するテナント等(飲食店以外の事業を営む事業者)

※スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容室、美容室、質屋、貸衣裳屋、クリーニング店などは時短要請の対象外

<支給金額>

- ① 大規模集客施設 1,000㎡毎に20万円/日×時短率(※)×時短日数
(10店舗以上のテナントを有する大規模集客施設に対しては、当該テナント事業者に係る協力の10%を加算)
- ② テナント等 100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×時短日数
(映画館は、スクリーン数×2万円/日×時短により上映できなかった映画回数の割合×時短日数)

※ 時短率：時短した時間/本来の営業時間

<申請方法> 郵送による申請

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用し、事業を実施(協力金負担割合：国6/10、県4/10 (コロナ臨時交付金))

I-② 「まん延防止等重点措置」の適用等により甚大な影響を受けた中小事業者等への支援（一時金） 【新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応】

拡

予算額5億38百万円（一）
 事業継続・再開支援一時金事業
 [商工振興金融課]

○ 国の「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上に甚大な影響を受けた中小事業者等に、一時金を交付

A 中小事業者等への支援（一時金）

対象

県内に店舗や事業所等を有する中小事業者等
 ※「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う「熊本県時短等要請協力金」及び「熊本県大規模集客施設等時短要請協力金」の対象者は除く

要件

次の①又は②により、**本年の対象月（8月）の月間売上高が前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していること**
 ①時短要請に応じた飲食店と直接・間接の取引があること
 （農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）
 ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
 （旅館、土産物屋、観光、施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）

支援額

法人は10万円／月、個人事業者は5万円／月を上限に支援
 ※算出方法：対象月ごとに次の式により算出
 前年又は前々年の対象月の売上 - 本年の対象月の売上
 ※算出方法により得られた額がそれぞれの上限額を下回った場合は、当該得られた額を支給

申請

原則、電子申請とする（郵送も可）

- 1 コールセンター : 096-387-1515 (平日 午前9時～午後5時)
 2 申請期間 (予定) : 9月1日 (水) ~10月31日 (日)
 ※「まん延防止等重点措置」の適用期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

B 酒類販売事業者への支援（一時金）

対象

県内に店舗や事業所等を有する酒類販売事業者
 ※「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う「熊本県時短等要請協力金」及び「熊本県大規模集客施設等時短要請協力金」の対象者は除く
 ※国の「月次支援金」又は左記の県の一時金との併給が可能

要件

終日酒類提供停止要請に応じた飲食店と直接・間接の取引がある酒類販売事業者(注)で、**本年の対象月（8月）の月間売上高が前年又は前々年同月比で30%以上減少していること**
 (注)酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売免許を受けている者に限る

支援額

次のいずれかを上限に、国の「月次支援金」又は左記の県の一時金に上乗せ
 (1)売上が90%以上減少
法人は60万円／月、個人事業者は30万円／月を上限
 (2)売上が70%以上90%未満減少
法人は40万円／月、個人事業者は20万円／月を上限
 (3)売上が50%以上70%未満減少
法人は20万円／月、個人事業者は10万円／月を上限
 (4)売上が30%以上50%未満減少
法人は10万円／月、個人事業者は5万円／月を上限

※算出方法：対象月ごとに次の式により算出
 前年又は前々年の対象月の売上 - 本年の対象月の売上
 - 国の「月次支援金」又は左記の県の一時金の支給額
 ※算出方法により得られた額がそれぞれの上限額を下回った場合は、当該得られた額を支給

申請

原則、電子申請とする（郵送も可）

「まん延防止等重点措置」の適用等により甚大な影響を受けた中小事業者等への支援（イメージ図）

② 【県】終日酒類提供停止要請に応じた飲食店と直接・間接の取引がある酒類販売事業者には、国の「月次支援金」又は県の一時金に上乗せして支援

